

鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ストレスオフにつながる活動に取り組む企業、民間団体等を支援し、女性がストレスオフの暮らしを実現できる社会を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。

3 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、元気づくり総本部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第6条 県は、補助事業のうち、別表の第1欄に掲げる公募事業（以下「公募事業」という。）については、第4条に定める交付申請を受け、補助対象事業を選定するために審査会を設置し、審査を行う。

2 審査会の設置及び審査方法については、元気づくり総本部長が別に定めるものとする。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内（公募事業にあっては審査を実施した日から30日以内）に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、元気づくり総本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度事業から適用する。

別表（第3条、第7条、第10条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 限度額
リフレッシュ型	鳥取の自然、風土を活用した癒やし効果のある活動により、女性のリフレッシュに資する新たな事業（新規要素が含まれる既存事業を含む。）	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、賃金等	20万円
支えあい型	人と人との支え合い等の活動により、女性のストレス要因の除去に資する新たな事業（新規要素が含まれる既存事業を含む。）		

規則様式第1号(規則第5条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

申請者 氏 名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金交付申請書

鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県ストレスオフ活動拡大事業
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 (に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第1号

平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助事業計画書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 補助事業の種類	(該当事業に○を付けてください。 1 リフレッシュ型 2 支えあい型
3. 事業の目的	
4. 実施体制	
5. 事業内容	(①実施予定日／事業開始日、②対象者、参加(予定)人数、③開催場所、 ④事業概要などを記載してください。なお、既存事業の場合は、新規要素 について、これまでとの活動の違いが分かるように記載してください。)
6. 見込まれる効果	
7. 次年度以降の展開案	

8. 他の補助金等の活用	(本事業において活用を予定する他の補助金、助成金等があれば、その名称及び助成元の団体名を記載してください。)
9. 消費税の取扱い	(該当する番号に○を付けてください。 1 一般課税事業者 2 簡易課税事業者 3 免税事業者)
10. 近年の活動実績	(団体として過去2年間に取り組んだ活動実績(時期及び活動内容)を記載してください。)

※団体規約(規約がない場合、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等)、構成員名簿(主要な構成員(10名以内)の氏名及び事業において果たす役割に係るもの)を添付してください。

担当者連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話 :	ファクシミリ :	
	E-mail :		

様式第2号（第4条関係）

平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金 (会費、寄附金等)		
参加費 ① (入場料、出展料等)		
その他の収入 ② 〔民間・市町村助成金、 販売収入等〕		
合 計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
補助 対象 経 費		
	補助対象経費計 ③	
補助 対象 外 経 費		
	補助対象外経費計	
合 計		

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

= 円

様

職 氏 名



平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金交付要綱（平成28年7月29日付第201600068281号鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規程に従わなければならない。

年 月 日

職 氏 名 様

住所

申請者 氏名 印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	鳥取県ストレスオフ活動拡大事業	
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

様式第4号（第10条関係）

平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業報告書

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 補助事業の種類	(該当事業に○を付けてください。 1 リフレッシュ型 2 支えあい型
3. 事業の目的	
4. 実施体制	
5. 事業結果	(①実施日／事業開始日、②参加人数、③開催場所、④事業概要などを記載してください。なお、既存事業の場合は、新規要素部分を必ず記載してください。)
6. 事業成果	(事業実施により得られた成果や課題、今後の展開などを記載してください。)

※事業の様子が分かるもの(事業で作成した資料、チラシ、パンフレット、写真等)があれば、あわせて提出してください。

担当者連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話 :	ファクシミリ :	
	E-mail :		

平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
県補助金			
自己資金 (会費、寄附金等)			
参加費 ① (入場料、出展料等)			
その他の収入 ② (民間・市町村助成金、 販売収入等)			
合 計			

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
補助 対象 経費			
	補助対象経費 計 ③		
補助 対象 外 経費			
	補助対象外経費 計		
合 計			

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

= 円

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住所
氏名

平成〇〇年度鳥取県ストレスオフ活動拡大事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

	金	円
--	---	---

3 消費税額及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

	金	円
--	---	---

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

	1の(1)	
(3 - 2) × $\frac{\quad}{\quad}$	金	円
	1の(2)	

(注) 別紙として積算の内訳等を添付すること。